

みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市補助金等交付規則(平成13年三好町規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、フリースクールを利用する児童生徒の支援に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、みよし市立の小学校又は中学校に在籍し、かつ、みよし市内に住所を有する者をいう。
- (2) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第2条第3号に規定する不登校児童生徒をいう。
- (3) フリースクール 義務教育段階の不登校児童生徒に対して、学習活動、教育相談、体験活動等の活動を行う学校外の民間施設をいう。
- (4) 認定施設 フリースクールのうち、第13条の規定により市長が認定した施設をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、児童生徒がそれぞれの特性に合った通いの居場所を確保し、不登校状態を起因とした孤立を防ぐことを目的とする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、児童生徒の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の申請の日前1年の期間内に概ね30日以上、在籍する学校(以下「在籍学校」という。)に登校していない児童生徒の保護者
- (2) 認定施設に、原則週1回以上通所する児童生徒の保護者
- (3) 認定施設での児童生徒の様子等に関する情報について、認定施設が在籍学校に情報提供することを承諾する保護者
- (4) その他対象経費の補助を別の団体等から受けていない保護者
- (5) 市税の滞納がない保護者

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、みよし市外の認定施設への通所事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に必要な経費のうち、交通費とする。

- 2 前項の場合において、自家用車で送迎した場合は、1 k m当たり 3 7 円を交通費とする。
ただし、1 k m未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、1月につき補助対象経費の3分の1の額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は10,000円のいずれか低い額とする。

(交付申請兼実績報告)

第8条 規則第3条に規定する補助金の交付申請及び規則11条に規定する補助事業の実績報告は同時にすることができるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者は、みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 認定施設の代表者が通所を証明したフリースクール利用状況報告書(様式第2号)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請書は次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。ただし、提出ができないことについて、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 4月1日から6月30日までの利用分 7月末日

(2) 7月1日から9月30日までの利用分 10月末日

(3) 10月1日から12月31日までの利用分 翌年1月末日

(4) 1月1日から3月31日までの利用分 3月末日

(補助金交付決定等)

第9条 市長は前条第1項の規定による申請があった場合は、速やかに当該申請に係る書類の審査を行い、当該申請を適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第3号)により、適当と認められないときは補助金の不交付決定を行い、みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金不交付決定通知書(様式第4号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、直ちにみよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付請求書(様式第5号)により補助金の請求をしなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、規則第14条の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付決定取消通知書兼返還請求書(様式第6号)により交付決定者に通知し、期限を定めてその全部又は一部の返還を請求するものとする。

(施設の認定申請)

第12条 認定施設として認定を受けようとする者は、みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金適用認定施設申請書(様式第7号。以下「認定施設申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 施設の紹介パンフレット等当該施設の概要が分かるもの
 - (2) 利用者との契約約款等契約条項が分かるもの
 - (3) 施設の指導者又は相談員の氏名、職種及び資格が分かる名簿(様式第7号別紙)
 - (4) その他教育長が必要と認める書類
- (施設の認定)

第13条 教育長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、次に掲げる基準を全て満たすときは、認定を行いみよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金適用認定施設決定通知書(様式第8号)により、認定を行わないときはみよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金適用不認定通知書(様式第9号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

- (1) 1年以上の活動実績(任意団体として活動していた期間を含む。)があること。
- (2) 原則として週に1日以上開所し、主に学校の授業時間内に不登校児童生徒の受け入れができること。
- (3) 利用している不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導、学習支援及び教育相談等に関する取組を提供していること。
- (4) 利用している不登校児童生徒及びその保護者に対して、不登校児童生徒の社会的自立に向けた相談業務が提供できる人員を配置していること。
- (5) 教育長又は学校長の要請により、利用している児童生徒に関する必要な情報を提供するなど、児童生徒が在籍する学校と連携することができること。

(施設の変更、廃止及び休止)

第14条 認定施設として認定を受けた者は、認定施設申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかにみよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金適用認定施設変更届出書(様式第10号)を教育長に提出しなければならない。

- 2 認定施設を廃止又は休止するときは、速やかにみよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金適用認定施設廃止・休止届(様式第11号)を教育長に提出しなければならない。

(施設の認定取消)

第15条 教育長は、認定施設が第13条各号に掲げる基準を満たさなくなったときは、同条の認定を取り消すことができる。

- 2 教育長は、前項の規定により認定を取り消したときは、みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金適用施設認定取消通知書(様式第12号)により認定施設として認定を受けた者に通知するものとする。

(在籍学校及び認定施設への情報提供)

第16条 市長は、第9条の規定により申請を適当と認めたときは、交付決定者の児童生徒が利用する在籍学校及び認定施設に対し、申請内容について情報提供を行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号(第 8 条関係)

年 月 日

みよし市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書兼実績報告書
(月分から 月分まで)

みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記の
とおり補助金の交付申請等をします。

記

1 利用状況

(フリガナ)	
児童生徒名	
利用施設名	
出席日数	回

2 補助金交付申請額(B) 円

3 交通費明細

別紙「フリースクール交通費明細表」のとおり

4 公簿等による確認等の承諾

私は上記の補助金に係る交付申請の審査に伴い、申請者の住民基本台帳情報及び市税の納付状況、生活保護及び就学援助の受給状況の確認をするために、市担当職員が公簿等により確認することを承諾します。また、フリースクールでの児童生徒の様子等について、フリースクールが在籍学校に情報提供することを承諾します。

年 月 日

保護者氏名

別紙

フリースクール交通費明細表

1 交通手段

(1) 公共交通機関

利用する交通機関	乗車区分	金額(往復)	備考
バス	～	円	
電車	～	円	
合 計		円	

※定期券を利用する場合は、備考に記載してください。

(2) 自家用車

自宅からフリースクールまでの距離(往復分)	k m
1日当たりの支給額(37 円×距離数)	円

※1 km 未満は切り捨て

※自宅からフリースクールまでの経路図を添付すること

2 通所日数及び補助金算定

区分	月分	月分	月分	合計
公共交通機関 通所日数	日	日	日	日
自家用車 通所日数	日	日	日	日
補助対象経費(A)	円	円	円	円
補助金額 A×1/3	円	円	円	(B) 円

1月当たりの補助金額の1円未満の端数は切り捨て

様式第 2 号(第 8 条関係)

フリースクール利用状況報告書(月分～ 月分)

1 利用状況

児童生徒名		
利用年月	通所日	通所回数
年 月分		回
年 月分		回
年 月分		回

2 認定施設の証明欄

上記のとおり本施設に通所したことを証明します。
年 月 日
所 在 地
施設の名称
代 表 者 名

様式第 3 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

みよし市長 印

みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付で交付申請のありました補助金について、みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり交付することに決定します。

記

1 児童生徒名

2 補助金の額 金 円

ただし、上記補助金の交付対象となる期間は 年 月分から 年 月分までに係るものとする。

3 補助金交付の条件

様式第 4 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

みよし市長 印

みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました補助金について、みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記の理由により交付しないことに決定します。

記

- 1 児童生徒名
- 2 交付しない理由

様式第 5 号(第 1 0 条関係)

年 月 日

みよし市長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号

みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付請求書

みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 児童生徒名

2 請求金額 _____ 円

3 補助金振込先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組		
預 金 種 別	☐ 普通 ☐ 当座	支 店 名	本店 支店
口 座 番 号		口座名義人 フリガナ	

様式第 6 号(第 1 1 条関係)

第 号
年 月 日

様

みよし市長 印

みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付決定取消通知書兼返還
請求書

年 月 日付け 第 号で通知した補助金の交付決定については、みよ
し市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により、下記の理由により取り消します。なお、既
に交付した補助金については、同条及びみよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金
交付要綱第 1 1 条の規定により、返還を請求しますので期限までに納付してください。

記

1 取消理由

2 返還対象の補助金

交付した補助金額	円
返還請求額	円
納付期限	年 月 日

様式第 7 号(第 1 2 条関係)

年 月 日

みよし市教育委員会教育長 様

申請者 住 所
施 設 名
代表者名
電話番号

みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金適用認定施設申請書

みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、認定を受けたいので、申請します。

なお、私は、認定申請を行うに当たり、次に掲げる基準を満たしていることについて誓約いたします。

- 1 1 年以上の活動実績(任意団体として活動していた期間を含む。)があること。
- 2 原則として週に 1 日以上開所し、主に学校の課業時間内に不登校児童生徒の受け入れができること。
- 3 利用している不登校児童生徒の将来の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導、学習支援及び教育相談等に関する取組を提供していること。
- 4 利用している不登校児童生徒及びその保護者に対して、不登校児童生徒の社会的自立に向けた相談業務が提供できる人員を配置していること。
- 5 教育長又は学校長の要請により、利用している児童生徒に関する必要な情報を提供するなど、児童生徒が在籍する学校と連携することができること。

添付書類

- 1 施設の紹介パンフレット等当該施設の概要が分かるもの
- 2 利用者との契約約款等契約条項が分かるもの
- 3 施設の指導者又は相談員の氏名、職種及び資格が分かる名簿(様式第 7 号別紙)
- 4 その他教育長が必要と認める書類

様式第 7 号別紙

フリースクール指導者又は相談員名簿

1 フリースクール名

2 フリースクール構成表

番号	氏名	職種	資格
1			☐ 小学校教諭 ☐ 中学校教諭 ☐ 高等学校教諭 ☐ 社会福祉士 ☐ 精神社会福祉士 ☐ 精神社会福祉士 ☐ 臨床心理士 ☐ 公認心理士 ☐ その他()
2			☐ 小学校教諭 ☐ 中学校教諭 ☐ 高等学校教諭 ☐ 社会福祉士 ☐ 精神社会福祉士 ☐ 精神社会福祉士 ☐ 臨床心理士 ☐ 公認心理士 ☐ その他()
3			☐ 小学校教諭 ☐ 中学校教諭 ☐ 高等学校教諭 ☐ 社会福祉士 ☐ 精神社会福祉士 ☐ 精神社会福祉士 ☐ 臨床心理士 ☐ 公認心理士 ☐ その他()
4			☐ 小学校教諭 ☐ 中学校教諭 ☐ 高等学校教諭 ☐ 社会福祉士 ☐ 精神社会福祉士 ☐ 精神社会福祉士 ☐ 臨床心理士 ☐ 公認心理士 ☐ その他()
5			☐ 小学校教諭 ☐ 中学校教諭 ☐ 高等学校教諭 ☐ 社会福祉士 ☐ 精神社会福祉士 ☐ 精神社会福祉士 ☐ 臨床心理士 ☐ 公認心理士 ☐ その他()
6			☐ 小学校教諭 ☐ 中学校教諭 ☐ 高等学校教諭 ☐ 社会福祉士 ☐ 精神社会福祉士 ☐ 精神社会福祉士 ☐ 臨床心理士 ☐ 公認心理士 ☐ その他()
7			☐ 小学校教諭 ☐ 中学校教諭 ☐ 高等学校教諭 ☐ 社会福祉士 ☐ 精神社会福祉士 ☐ 精神社会福祉士 ☐ 臨床心理士 ☐ 公認心理士 ☐ その他()
8			☐ 小学校教諭 ☐ 中学校教諭 ☐ 高等学校教諭 ☐ 社会福祉士 ☐ 精神社会福祉士 ☐ 精神社会福祉士 ☐ 臨床心理士 ☐ 公認心理士 ☐ その他()

様式第 8 号(第 1 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

みよし市教育委員会教育長 印

みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金適用認定施設決定通知書

年 月 日付けの認定施設申請について、みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 1 3 条の規定により認定しましたので通知します。

様式第 9 号(第 1 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

みよし市教育委員会教育長 印

みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金適用不認定通知書

年 月 日付けの認定施設申請について、みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、下記の理由により不認定しましたので通知します。

記

不認定とした理由

様式第 10 号(第 14 条関係)

年 月 日

みよし市教育委員会教育長 様

申請者 住 所
施 設 名
代表者名
電話番号

みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金適用認定施設変更届出書

年 月 日付け 第 号で通知を受けた認定について、みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおり変更がありましたので届出します。

記

1 変更内容

2 変更日

様式第 1 1 号(第 1 4 条関係)

年 月 日

みよし市教育委員会教育長 様

申請者 住 所
施 設 名
代表者名
電話番号

みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金適用認定施設廃止・休止届

年 月 日付け 第 号で通知を受けた認定について、みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり施設を廃止・休止しましたので届出します。

記

廃止・休止日

様式第 1 2 号(第 1 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

みよし市教育委員会教育長 印

みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金適用施設認定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した認定については、みよし市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 1 5 条第 2 項の規定により、下記の理由により取り消します。

記

取消理由